平成２４年（フ）第１１６号
仙台市宮城野区栄２丁目10番４号　セジュール栄Ｃ―102、従前の住所仙台市宮城野区燕沢２丁目19番８号
債務者　前田とも子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
茨城県水戸市上水戸１丁目８番16号　ロイヤル上水戸205号
債務者　人見　貴志
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４９号
茨城県常陸大宮市田子内町3014ー28　鴨志田住宅４号、住民票上の住所茨城県久慈郡大子町大字田野沢1175番地１
債務者　益子　　久
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５３号
埼玉県本庄市見福４丁目２番20号
債務者　檜山　晴江
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６６号
埼玉県熊谷市久下２丁目50番地　メゾンファミール101
債務者　神尾　祥穂
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５５号
神奈川県平塚市東八幡４丁目９番８―102号　サントルベガ
債務者　日橋　　勝
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２号
新潟市西蒲区間瀬5171番地３
債務者　本間　トシ
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３号
新潟県燕市南４丁目１番20号、申立時の住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作7208番地12
債務者　辻川　小浪
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
長野県大町市大町527　パームヒルズＪＯＨ101号室、住民票上の住所長野県大町市平14104番地
債務者　大久保昌幸
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２９号
長野県安曇野市穂高5947番地２　ヴィラハイランド206号
債務者　近藤　　功
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９１号
名古屋市中川区上高畑１丁目32番地　レオパレス静105号
債務者　濱口　雅仁
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７６号
京都市伏見区納所北城堀41番地38
債務者　東　　千鶴
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１６号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町85番地
債務者　日比　博美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
京都市西京区牛ケ瀬林ノ本町７番地１　クレードル桂川201
債務者　野島　貴治
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
京都市左京区岩倉上蔵町54番地　岩倉団地８棟507号
債務者　林田　富子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
京都市南区上鳥羽山ノ本町52番地９
債務者　星野なつ美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
京都府宇治市小倉町天王49番地の６　音伍巨椋コート101号
債務者　堀居佐東美（旧姓粂）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係